

平成29年度事故防止対策支援推進事業について

会員各位

平成29年6月30日
(一社)岡山県トラック協会

国土交通省において、交通事故防止のための取り組みを支援する観点から、標記事業が以下のとおり実施されますのでお知らせします。

1. 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援

(1) 補助対象事業者：自動車運送事業者（中小企業基本法による中小企業者に限る。）及び事業協同組合等又はリース事業者
※平成29年4月1日～平成29年10月31日の間に補助対象装置を購入し取付をおこなったうえで支払いを終了（事業完了）した者が対象となります。

(2) 補助対象装置（車両総重量3.5t超の事業用トラックへの装着）

- ①衝突被害軽減ブレーキ
- ②ふらつき注意喚起装置
- ③車線逸脱警報装置
- ④車線維持支援制御装置
- ⑤車両安定性制御装置

(3) 補助率：取得に要する経費の1/2（但し、下記の表1の補助金額を上限とする）

(4) 受付期間：平成29年7月3日から平成29年10月31日

(5) 申請方法・申請先：補助金交付申請書兼実績報告書を中国運輸局または岡山運輸支局へ持参してください。（郵送不可）

※受付時間：9時～16時

※申請様式は国土交通省のホームページをご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_29.html

(6) その他

- ・同一事業において、他の国の補助金は受けられません。
- ・申請受付期間中の申請状況において予算額を超過することが見込まれる場合は受付を締め切ります。

表1 先進自動車（ASV）の導入に対する支援（1台あたりの上限額）

装置種類	補助金額
①衝突被害軽減ブレーキ	上限10万円
②ふらつき注意喚起装置	上限5万円
③車線逸脱警報装置	
④車線維持支援制御装置	上限10万円
⑤車両安定性制御装置	

※注1. 同一車両に上記②③④の複数の装置を装着する場合には、最も金額の高い装置に対してのみ補助されます。

注2. 同一車両に複数の装置を装着する場合には、1車両あたり上限15万円。

2. 運行管理の高度化に対する支援

- (1) 補助対象事業者：自動車運送事業者（中小企業基本法による中小企業者に限る。）及び事業協同組合等又はリース事業者
※平成29年4月1日～平成30年1月31日の間に補助対象機器を購入し取付をおこなったうえで支払いを終了（事業完了）した者が対象となります。
- (2) 補助対象機器
 - ・ デジタル式運行記録計（車載器及び事業所用機器）
 - ・ 映像記録型ドライブレコーダー（車載器及び事業所用機器）
- (3) 補助率：経費の1/3
- (4) 補助限度額（機器1台あたり）
 - ・ デジタル式運行記録計 車載器：3万円 事務所機器：10万円
 - ・ 映像記録型ドライブレコーダー 車載器：2万円 事務所機器：3万円※デジタル式運行記録計と映像記録型ドライブレコーダーを同時購入した場合、1台あたりの上限は車載器5万円、事務所機器13万円
- (5) 1事業者あたりの補助上限額：80万円
- (6) 受付期間：（1次募集）平成29年7月3日～9月15日
（3次募集）平成29年12月15日～平成30年1月31日
※2次募集の申請は、一般貸切旅客自動車運送事業者（リースの契約先となる場合を含む）に限ります。
- (7) 申請方法・申請先：補助金交付申請書兼実績報告書を中国運輸局または岡山運輸支局へ持参してください。（郵送不可）
※受付時間：9時～16時
※申請様式は国土交通省のホームページをご参照ください。
<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi1.html>
- (8) その他
 - ・ 同一事業において、他の国の補助金は受けられません。
 - ・ 申請受付期間中においても申請額が予算額を超過することが見込まれる場合は受付を締め切ります。

3. 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援

- (1) 補助対象事業者：自動車運送事業者又はリース事業者
※平成29年4月1日～平成29年11月30日の間に補助対象機器を購入し取付をおこなったうえで支払いを終了（事業完了）した者が対象となります。
- (2) 補助対象機器
 - ① ITを活用した遠隔地における点呼機器
 - ② 運行中における運転者の疲労状態を測定する機器
 - ③ 休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器
 - ④ 運行中の運行管理機器
- (3) 対象経費：補助対象機器及びそれに付随する機器、情報が記録できる電子媒体機器及びデジタル式運行記録計の車載器等は対象とする。

(4) 補助率：取得に要する経費の1/2

※3-(2)-④運行中の運行管理機器の1台あたりの上限額

・デジタル式運行記録計 車載器：3万円 事務所機器：10万円

・映像記録型ドライブレコーダー 車載器：2万円 事務所機器：3万円

※デジタル式運行記録計と映像記録型ドライブレコーダーを同時購入した場合、1台あたりの上限は車載器5万円、事務所機器13万円

(5) 1事業者あたりの補助上限額：80万円

(6) 受付期間：平成29年7月3日から平成29年11月30日

(7) 申請方法・申請先：補助金交付申請書兼実績報告書を中国運輸局または岡山運輸支局へ持参してください。(郵送不可)

※受付時間：9時～16時

※申請様式は国土交通省のホームページをご参照ください。

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi2.html>

(8) その他

・同一事業において、他の国の補助金は受けられません。

・申請受付期間中においても申請額が予算額を超過することが見込まれる場合は受付を締め切ります。

4. 社内安全教育の実施に対する支援

(1) 補助対象事業者：自動車運送事業者（中小企業基本法による中小企業者に限る。）及び事業協同組合等

(2) 補助対象経費：自動車運送事業者が事故防止のための社内安全教育を実施する際に外部専門家によるコンサルティング（国土交通大臣の認定を受けたコンサルティング）を利用する場合にその経費に対して補助を行います。

※補助金交付申請書の提出から契約まで1ヶ月以上の期間があり、かつ、平成30年2月28日までにコンサルティングが完了すること。

(3) 補助率：経費の1/3

(4) 1事業者あたりの補助上限額：100万円

(5) 受付期間：平成29年7月3日から平成29年7月31日

(6) 申請方法・申請先：補助金交付申請書を中国運輸局または岡山運輸支局へ持参してください。(郵送不可)

※受付時間：9時～16時

※申請様式は国土交通省のホームページをご参照ください。

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi3.html>

(7) その他

・申請受付期間中においても申請額が予算額を超過することが見込まれる場合は受付を締め切ります。